

第十回国会
衆議院
内閣委員會議録
第十四号

昭和二十六年五月二十二日(火曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長代理 理事坂田 英一君
理事青木 正君 理事江花 静君
理事船田 亨二君
井上 知治君 大内 一郎君
鈴木 明良君 田中 萬逸君
橋本 龍伍君 本多 市郎君
松本 善壽君 山口喜久一郎君
松岡 駒吉君

出席政府委員

特別調達庁次長 堀井 啓治君
特別調達庁長官 辻村 義知君
特別調達庁長官 長官官房長官

委員外の出席者

参議院議員 石川 策一君
厚生事務官 高田 浩運君
大臣官房 建設事務官 小林與三三君
文書課長 文書課長 小関 昭夫君
専門員 龍封川 浩君
専門員 小関 昭夫君

五月二十二日

委員随員三君辭任につき、その補欠として鈴木明良君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十一日

審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)
外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四四号)(参議院送付)

付)

審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八八号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八八号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八八号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八八号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八八号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八八号)(参議院送付)

利根川開発法案(参議院提出、参法第一七号)

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

が、御承知のごとく国土総合開発法

がありまして、それに基づいて地域の指定を行い、その国土総合開発法に基づく審議会を設置して利根川の開発計画を立てれば、それで事足りるのではないかと議論が一部において相当行われておるのであります。なるほど国土総合開発法がありますので、こゝでわざわざ利根川開発法というものを別に作る必要も、国土総合開発法を活用することによつて、本法の目的とするところは達せられるのではないかといふことも、一応考えられるのであります。その点についての提案者の御意見を承りたいと思つてあります。

○石川参議院議員 答えたいと思います。ただいまの御質問は一応ごもつと御質問であります。私もその点につきましても、立案にあたりましていろいろと研究を遂げたのであります。国土総合開発法は昨年の五月公布となつておりますが、この国土総合開発法のねらいは、その目的といたしまして、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、保全し、そしてさらに産業立地の適正化をはかり、そして最後の目的は、社会福祉の向上に資するものであるといふのであります。従いましてこの国土総合開発法は、あらゆる経済施策、あらゆる社会問題、あらゆる文化施策等広汎にわたる総合開発法でありまして、いわゆるしつかりしたねらいがないのであります。第二條にもうたつてありますように、広汎な

経済、社会、文化、厚生一切にわたるものを総合的に検討を加えて、そして産業の立地条件、あるいは都市、農村の規模及び配置の調整、あるいは文化、厚生方面におけるあらゆる公共的な施設といふような、各般にわたる項目を掲げまして、国土総合開発法の名において計画を立てようといふことに相なつておるのであります。私どもがねらつております、ただいま全国にわたつて荒廃しておりますあらゆる水系等を、直接取上げて、そして重点的にその水系を総合開発するといふようなねらいに重点を置くような法律になつておらないのであります。要は広汎な社会政策の向上を目指す総合開発を目的としておりますので、私どものねらつております、最も荒廃した水系を克服し、その水資源を高度の技術によつて開発するといふような、直接必要な施設の中心を置いておられますので、この国土総合開発法は、茫漠としてつかむところがないのであります。ことにこの国土総合開発法は、総裁が関係都府県に命じてプランを立てさせる。いわゆる総合開発計画を立てさせる。それを建設大臣を通して総裁は受けて、国土総合開発審議会の議に付し、その答申を待つて、また元の起案者である都府県あるいは特定地域の都府県知事等に勧告をする、あるいは助言するといふようにしか規定してありませんので、そこに何ら推進力もなし、実現性もありません。單にプランをつくるための国土総合開発法に相なつておりま

が、御承知のごとく国土総合開発法がありまして、それに基づいて地域の指定を行い、その国土総合開発法に基づく審議会を設置して利根川の開発計画を立てれば、それで事足りるのではないかと議論が一部において相当行われておるのであります。なるほど国土総合開発法がありますので、こゝでわざわざ利根川開発法というものを別に作る必要も、国土総合開発法を活用することによつて、本法の目的とするところは達せられるのではないかといふことも、一応考えられるのであります。その点についての提案者の御意見を承りたいと思つてあります。

○坂田(衆)委員長代理 たいはいより会議を開きます。
本日は委員長所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。
本日の日程に入ります前にお諮りいたします。利根川開発法案について、建設委員長より連合審査会を開催したいとの申入れがありました。建設委員会と連合審査会を開くに御異議ありませんか。

○坂田(衆)委員長代理 ではさう決定いたしました。時日につきましては、建設委員長と打合せの上、公報をもつてお知らせいたします。大体の予定は明日午後一時より開会いたす予定であります。

利根川開発法案(参議院提出、参法第一七号)

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五三三号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

審議会等の整理等のための厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇〇号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七四号)(参議院送付)
審議会等の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)(参議院送付)

すので、私どもがねらつております、
 事實的に、ただちにその事業が推進を
 され、そして実現をすみやかならしめ
 るというような、法的根拠を持たない
 のであります。さうなわけでありま
 すので、国土総合開発法では、私ども
 のねらつております利根川開発はでき
 ない。もしこれをやろうとすれば、さ
 らにこの国土総合開発法のねらうこ
 ろを、集中的にできますような法律に
 改正され、すべし、いざ知らず、今日公
 布されております国土総合開発法では
 現実に即さない。ただプランをつくる
 ことに墮しておるようなきらいがあり
 ますので、この国土総合開発法では、
 利根川総合開発を実現に導くことは不
 可能であります。ことに利根川は御案
 内のように、一都六県にわたる日本に
 おける最大の河川であります。戦争後
 非常な山の荒廃が起りました、水害は
 昭和二十二年九月のカスリーン台風以
 来、累年非常な災害を関東平野に及ぼ
 しておりますことは御承知の通りであ
 りますので、一刻も躊躇することを許
 さない。荒れてゐる利根川の克服、同
 時に水資源の総合開発は、この際にお
 ける焦眉の急務であります。こういう
 観点から国土総合開発法の何ら実現性
 のない、推進力を持たない、單にプラ
 ンをつくる一つの方便にしかすぎない
 ものにたよれないというので、この法
 案を出したわけであります。従いまし
 て、この法律が幸いに御協力を得て両
 院を通過し、法律として公布せられま
 すならば、私どもはこの国土総合開発
 法の一步の前進であり、国土総合開発
 法のねらいを生かし得る先驅をなすも
 のである、かような考えを持つておる
 のであります。法の立場から考えます

れば、あるいはこの国土総合開発法と利根川開発法案とはダブる傾向があるようにも考えられるのであります。が、私どもはもしこの法律の公布がでますならば、国土総合開発法の範圍から利根水系に関する限りは除かれてもさしつかえないと考えております。要するに国土総合開発法のねらいの一端をなすものを特に的確に計画、推進、実施をする法律でありますから、この国土総合開発法のねらいとするとことごと何ら背馳するものではない。むしろその推進をするものであり、また著る方によりましては、利根水系に関する限りは、この法案が通りますれば、国土総合開発法から除かれてもさしつかえない。ちやうど北海道の総合開発法と国土総合開発法との関連のような形になるのであるという見地に立つておるのであります。ただ解釈のしよらによりましては、国土総合開発法によりましては、国土総合開発法の範圍から利根川の開発法による計画と国土総合開発法の計画との間にトラブルが起る、あるいは重複が起るというような場合においては、これは総裁たる総理大臣がその調整に当ればよろしいのである。要是国土総合開発法を実施に移すための唯一の方法といたしまして、こういう法案によつて事業の推進、実現をはからなければならぬ、かような観点に立ちましてやつたわけでありまして、国土総合開発法自体では断じて推進力もなないし、実現の可能性の何ものもあつたてないものであります。こういう観点に立ちましてこの法案を提出した次第であります。今御質問の要旨に對しましては、さような考えで提案しておりますことをお答えいたします。

○青木(正)委員 次に第二十三條の「別に法律の定めるところにより設立される特別の法人」というのは、どういふ実体を持つものであるか。これに伴う法律案の提出も今のところありませんので、はつきり実体を把握することができないのであります。そこで提案者の方におかれまして、この法人はどのような内容を持つ計画のものであるか、その点を大体の順案がありましたならば、御説明願いたいと思います。

○石川参議院議員 お答えいたします。第二十三條に規定しております特別の法人の問題でありますが、この利根川開発法案がねらっています利根水系全般にわたる開発計画に對しましては、その予算が相当大きなものに相なると密なる調査をする時間もありませんし機關もないのであります。各省が、五年計画、十年計画として、おの／＼総合的な見地から、その省自体のなすべき総合計画なるものを集め、あるいは各県庁が考へております事業等を勘案いたしまして得ましたところの予算案は、大体におきまして二千四百五十億円の集計を得たのであります。この二千四百五十億円の龐大な予算に對しまして、日本の国の財政とにらみ合せまして、いかに実現性を持たせるか、いろいろ検討を加えた結果、一部は民間資金の導入によりまして、いわゆる官民協力の力によりまして、この予算の消化をはかり、この工事の促進をはかりたい。幸いにも利根に關係を持ちます東京、千葉、茨城、栃木、群馬、埼玉都五県は、年々歳々の水禍におびえております關係もあり、長い間の伝統的な結合もありましたので、最近に

おきましては、一都五県の行政官庁並びに民間人は打つて一丸となりまして、非常に強力な態勢を整えて参つたのであります。この盛り上る一都五県の一千五百万住民の熱意の結晶に目をつけまして、この燃え上つて参ります住民層の蓄積資本をもこれに導入いたしたしまして、おの／＼の責任においてこれに協力させるということが非常に望ましいと考えますのと、もう一つは、日本の国の財政の状況から考えまして、大規模に外資の導入も考えてみる必要がある。かような着想をもちまして、この特別法人には公共的な性格を持たせました特殊法人を一応意圖いたしまして、その線に沿うてゐる／＼検討を加えて参つたのであります。大体におきまして各都県の財政並びに国の出資、さらに一般一都五県の住民層への出資、いわゆる官民一体の出資を結集いたしましたので、相当大規模の利根川開発会社とも称するような特別法人を設立いたしましたして、この民間資金を中心とする政府資金並びに都の財政から支出する資金等も加へ、今利根川の計画に入つております上流部の電力事業、あるいは東京都の水道事業、あるいは下流の千葉県、茨城県方面には、電力の供給等ができますれば、りつぱに美田にかえ得るたくさんゝの湿地田もありまので、これらの干田事業等をも加へまして、広汎なる利根川開発振興に寄與し得る会社の設立を目的としておるわけであります。さようにいたしまして、國家資金と民間資金タイアップいたしましたして、この膨大な予算を消化して行こうという構想を持つておりますので、実はこの法案は、国の財政支出と、バランスシートがとれる発電事

業、先般申し上げましたが、道事業、あるいは千拓事業、あるいは奥地林の開墾問題等を総合いたしたいとおゆるるわけでありまして、この法人は、いづれ利根川開墾法が公布せられたあかつきにおきまして、その基本計画が立案された場合、年次計画等の構想がまとまるときを待ちまして、この特別な法人に対する法律を制定いたしましてその発足をしたい、かように考えまして第二十三條を入れたわけであります。要は官と民の力を結集せんがための特別法人を設立する、という意味合いになるのであります。この点は特に利根川開墾法案としては特色を持たせておるかと考えておるわけであります。

○青木(正)委員 最後にもう一点伺つておきたいと思ひます。それは開墾庁を設置することになつておられますが、法案によりまして、開墾庁の定員は五十一名になつておりますけれども、開墾庁は大体どんな機構によつて組織されるつもりか。もちろんこれはできてからの問題かと思つておりますが、提案者の方の腹案がありましたならば、御説明願ひたいと思ひます。

○石川参議院議員 お答えいたします。開墾庁は新たに設置いたしますので、私どもといたしますと、詳細な計画を立てますのに、どの程度の定員を要するかということにつきましては、前例がないので非常に困つておるのであります。北海道開墾庁が発足いたしましたのが三十五人でありまして、北海道開墾庁の事務の運行をいろ／＼取調べてみますと、三十五人ではとてもできないというので、四十五人に定員をふやしておるのであります。私ど

テネシー川の大河川を交通の利便に寄與せしめる、運輸に使用するというよりなねらいがあるのではありませんが、利根川にはそれとは性格を異にしましたねらい、電力は共通しますが、特に土地改良、用排水事業あるいは干拓事業、水田を構想の中心にしております利根川とは、おのずから事業の性格も違つて参ります。ことに食糧の問題に對しましては、関東のこの土地においては米におきまして一四%、大小麦におきましては全国の四三%を生産しておる重要な食糧基地であります。こういう食糧基地の持つ食糧源を確保し、増産すること、これが、ねらいの中心でありますので、これに對しましてはTVVAとは違ひまして、国家的な国策でなくてはならない。公社にまかせるような、いわゆる利潤を上げるのに汲々とするような公社的性格ではなくして、国策の線にそこに織り込むべきである。食糧難に陥らんとする日本の食糧政策に對しまして、関東の受持つ、利根水系の受持つ役割は非常に重大であります。こういう観点から考えまして、TVVAの方策をとらずして、国策としてこれを推進すべきであり、その国策に對する協力機関として民間の資金を導入する、これは国の予算が非常にきつてくつてありますので、盛り上つた民間資金をこれに導入することによつて、この国策の遂行に協力させる、かような考え方によりまして、この法案のねらいを定めたわけでありまして、そういう点がTVVAとたいへん違つてゐる点であります。要は私もはこの緊急やむを得ざる事態なり、一年も耐え忍ぶことのできないような荒廃した大利根のあの荒れ狂う状況をなが

昭和二十六年五月三十日印刷

昭和二十六年五月三十一日発行

め、また第三次戦争を予想する現下の状況を考えまして、日本の食糧問題こそ、日本民族の生死に關する重大な問題であつて、断じて外国にのみたより得べきものでないという観念に立ちまゐり、食糧増産の急務、それは利根川の災害防除であり、また土地改良の急速なる進展である、かように考えまして、主として国策利便の立場からこの法案はねらつたのであります。TVVAとその性格を異にいたしますのは、國の窮迫しております現在の状況、國際情勢の緊迫化により果敢の危うきに立つ日本の食糧情勢をならみ合せまして、TVVAの構想とはかえまして、こゝういふような法案をつくり出したわけでありまして、よろしく御了承願ひいたします。

○坂田(英)委員長代理 他に御質問はありませんか。——なければ次に進みます。

○坂田(英)委員長代理 次に審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたし質疑を行います。御質疑はありますか。

○坂田(英)委員長代理 次に特別調達庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたし質疑を行います。質疑の通告がありますからこれを許します。青木正君。

○青木(正)委員 この前の委員会におきまして、江花委員から質問があつたのですが、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案の第六條第四項の監察官の問題であります。「長官官房に監察官一人を置く。監察官は、命を受け

て庁務の監査に關する事務を總轄する。」という一項であります。この「命を受けて」ということと「總轄」という字句につきまして、多少疑念を生ずるおそれがありますので、その点につきまして調達庁の方のほうのほうのほうのお考えを御説明願ひたいと思つております。

○辻村政府委員 ただいま御質問のございました「命を受けて」という言葉と「總轄する」という言葉は、いずれも比較的漠然とした表現になつておりますので、前会いろいろ御疑念があり、御質疑がありまして、一応お答えいたしました次第でございますが、ただいまの御質問に對してお答え申し上げたいと存じます。

「命を受けて」という言葉でございますが、これは法文の解釈上は、当然上司の命を受けてということでございます。従ひまして、官房に設置せられております監察官でありますので、官房長、庁次長並びに長官の命を受けてということに相なると存じます。なお運用の面におきまして、監察官を設置いたしました趣旨にかんがみまして、この監察官の機能が十分發揮できるように適當な考慮を加えて参りたい、かように考えております。

それから「總轄」という言葉でございますが、これも漠然としたしておりますが、われ／＼がこゝういふ言葉を用いました趣旨は、要するに監察官が監察業務のとりまとめをいたし、またその監察業務に専念をするという趣旨でございまして、別段特別の権限を與えらるゝとか、あるいはその他の特殊な意味を持たせておるようなつもりではないのであります。最初に申し上げまし

たような趣旨でこの言葉を用いております。さう御了承願ひいたします。

○坂田(英)委員長代理 他に御質問はありませんか。——なければ次に移ります。

○坂田(英)委員長代理 次に審議會等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑はありますか。——別に御質疑がなければ、本日はこの程度といたし、次会は明後日午前十時三十分より、各省設置法の一部改正に關する法律案について採決に入りたいと存じますから、さう御了承願ひいたします。

本日はこれにて散會いたします。
午前十一時五十三分散會

衆議院事務局

印刷者 印刷所